

健 康

本事業の窓口は「福祉共生部健康推進室健康増進課」

☎ 5 5 9 - 6 1 5 5 F A X 5 5 9 - 5 7 0 5

他の機関が担当する場合のみ窓口を明記しています。

【母子保健】

1. 乳幼児健康診査

乳幼児の発育・栄養状態・運動機能・精神発達の状況を観察することで、疾病の早期発見に努め、児の健やかな発達と保護者の育児を支援することを目的に次の健診を実施しています。

健康診査名	健診項目
4か月児健康診査	R2.05.18より市内の実施医療機関にて 問診、身体計測、内科診察、育児相談で個別健診
9か月児健康診査	問診、身体計測、内科診察、離乳食のお話、育児相談、 栄養相談・歯のお話・ブックスタート
1歳6か月児健康診査	問診、身体計測、内科診察、歯科診察、歯科保健相談、 育児相談、栄養相談
3歳児健康診査	
3歳児視聴覚健診	耳鼻科健診、眼科健診

〔窓 口〕

すくすく子育て課（保健センター）TEL 559-5701 FAX 559-5705

2. 乳幼児等・こども医療費助成

診療時の健康保険適用後の自己負担分を公費で助成する制度です。

令和2年7月～

所得区分	未就学児	小学生・中学生
所得制限額以上 （市民税所得割額 23万5千円 以上世帯）	通院：0円 入院：0円	通院3割 1医療機関等※あたり 1日上限800円（月2日まで） 入院：0円
所得制限額未満 （市民税所得割額 23万5千円 未満世帯）		通院2割 1医療機関等※あたり 1日上限400円（月2日まで） 入院：0円
低所得者 （市民税非課税で一定基準を 満たす世帯）		通院：0円 入院：0円

※同一医療機関で3日目以降の受診は一部負担金が0円となります。

低所得者の要件は市民税非課税世帯でかつ、世帯全員の年金収入と他の所得との合計が80万円以下の世帯の方

〔申請に必要なもの〕

健康保険証、所得・課税証明書（1歳児以上の扶養義務者がその年の1月2日以降に
転入したとき等）

〔窓 口〕

国保医療課 給付係 TEL 559-5049 FAX 559-2636

3. 未熟児養育医療費の給付

未熟児に係る入院医療費のうち、医療保険適用後の自己負担額及び入院時の食費自己負担額を公費負担する制度です。

〔対象者〕

次のいずれかの症状があり、医師が入院養育を必要と認めた市内に住所を有する人

- ①出生時の体重が2000グラム以下の人
- ②生活力が特に薄弱であって次に掲げるいずれかの症状を示すもの
 - (1) 一般状態
 - (ア) 運動不安、痙れんがあるもの
 - (イ) 運動が異常に少ないもの
 - (2) 体温が摂氏34度以下のもの
 - (3) 呼吸器、循環器系
 - (ア) 強度のチアノーゼが持続するもの、又はチアノーゼ発作を繰り返すもの
 - (イ) 呼吸数が毎分50を超えて増加傾向にあるか、又は毎分30以下のもの
 - (ウ) 出血傾向の強いもの
 - (4) 消化器系
 - (ア) 生後24時間以上排便のないもの
 - (イ) 生後48時間以上嘔吐が持続しているもの
 - (ウ) 血性吐物、血性便のあるもの
 - (5) 黄疸
 - 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

〔有効期間〕

医療意見書の診療予定期間内で、満1歳の誕生日の前々日を限度とします。

〔申請に必要なもの〕

養育医療給付申請書、養育医療意見書、世帯調書、お子様の保険証の写し（まだ、発行されていない場合、扶養する保護者のものでも可。）、市民税の証明書類（賦課期日に三田市に住所がある人で、申請時に課税状況確認に同意される場合は不要です。）

〔窓 口〕

すくすく子育て課（保健センター） TEL 559-5701 FAX 559-5705

4. 妊婦・産婦健康診査費助成事業

三田市に住民登録がある方が妊婦・産婦健康診査を受けた場合、健診費用の一部助成を行います。

妊婦健康診査費助成については、令和3年度に増額し、妊婦1人につき9万円を上限に助成券を交付し、産婦健康診査費助成については、令和3年度から、妊婦1人につき5千円を上限に助成券を交付します。

助成券を使用できない県外等の医療機関については、償還払いによる助成を行っています。

〔窓 口〕

すくすく子育て課（本庁舎） TEL 559-5093 FAX 563-3611

5. 母子健康手帳の交付

妊娠・出産・育児を通じたお母さんとお子さんの健康記録です。乳幼児健診や予防接種の結果等を記録していくことを目的として、妊娠届出時に交付します。

〔窓口〕

すくすく子育て課（本庁舎） TEL 559-5093 FAX 563-3611

すくすく子育て課（保健センター） TEL 559-5701 FAX 559-5705

6. プレ・パパママ教室

これから親となる妊婦とそのパートナーが、妊娠の経過や出産、育児について正しく学び、正しい知識を得ることで、2人で「子育て」について考え、妊娠中や出産後の育児を不安なく取り組んでいけるように援助することを目的として実施します。

〔窓口〕

すくすく子育て課（保健センター） TEL 559-5701 FAX 559-5705

7. 乳幼児健診事後指導教室

親と子の遊びを通じて、親自身が子どもへの接し方を学び、子どもの健全な発育・発達を支援する教室です。また、親同士の交流を図り、育児不安を解消できる場づくりをしています。

ふれあい教室	対象者 1歳6か月から3歳までの児とその保護者
--------	-------------------------

〔窓口〕

すくすく子育て課（保健センター） TEL 559-5701 FAX 559-5705

8. 離乳食教室

月齢にあった離乳食の進め方や、むし歯予防のための口腔ケアの方法を知り、食に対する不安を解消することを目的とした教室です。

R2年8月よりオンラインで実施しています。また、R2年6月より4か月以上の未就学児を対象とした、離乳食・幼児食相談会も実施しており、栄養士や歯科衛生士による個別相談を行います。

もぐもぐ教室	対象者 4～6か月児の親子
かみかみ教室	対象者 9～11か月児の親子

〔窓口〕

すくすく子育て課（保健センター） TEL 559-5701 FAX 559-5705

9. 妊産婦・新生児・乳児・未熟児訪問

訪問を希望する妊産婦又は新生児・乳児・未熟児の保護者、あるいは乳幼児健診の結果必要な人等の訪問をし、生活に即した相談・助言を行うことで、子どもの健やかな発育と母親の育児に対する不安等の解消を図ることを目的として実施しています。

〔窓口〕

すくすく子育て課（保健センター） TEL 559-5701 FAX 559-5705

10. ブックスタート事業

9か月児健康診査時に、乳児とその家族に絵本のプレゼントや市子育て支援サービスの情報提供等を行います。

本との出会いや親しむ機会、子育てに役立つ情報等の提供を行い、親子のふれあいのひとときを応援することにより、子どもがすこやかに育ち、保護者が安心して子育てができる環境づくりを推進することを目的としています。

〔窓口〕

すくすく子育て課（本庁舎） TEL 559-5079 FAX 563-3611

11. 乳幼児健康相談

乳幼児の心身ともに健康な発育を支援するため、育児等に不安を持つ保護者を対象に、保健師・栄養士による乳幼児の身体測定や育児・離乳食相談（栄養）を行っています。

〔窓口〕

すくすく子育て課（保健センター） TEL 559-5701 FAX 559-5705

12. 5歳児発達相談

発達には個人差があり、5歳ごろになると生活場面によってみせる行動も様々になってくることから、子育てに悩みを持つ保護者を対象に子どもの特性を理解し、児に応じた子育てができるよう支援しています。当該年度内に5歳になる児の保護者を対象に案内を送っています。

〔窓口〕

すくすく子育て課（保健センター） TEL 559-5701 FAX 559-5705

13. 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要する費用の一部について、兵庫県の助成額に上乗せして助成を行い、不妊に悩む夫婦の経済的な負担を図り、次世代育成を支援します。

〔助成要件〕

- ① 該当する治療期間及び申請日に三田市に住民登録があり、法律上の婚姻をしている夫婦
- ② 令和3年1月1日以降に初回治療以外を終了し、初回治療以外の治療について、兵庫県特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づく助成決定を受けていること。

③ 夫婦とも国民健康保険その他の医療保険に加入していること。

④ 夫婦合算した前年の所得が730万円未満であること

〔助成額〕

県の1回当たりの助成額（30万円）を控除した治療費について5万円を上限に助成。

〔窓口〕

すくすく子育て課（保健センター）TEL 559-5701 FAX 559-5705

14. 新生児聴覚検査費助成事業

先天性の聴覚障害を早期発見し、適切な医療に繋ぐため、新生児聴覚検査の目的・必要性を周知するとともに、市民税非課税世帯を対象とした受検費用の補助を実施しています。

〔助成対象者〕以下のすべてを満たす者

- ① 生後6か月以内に新生児聴覚検査を受検した者
- ② 本人を含む世帯が市民税非課税世帯または生活保護世帯である者（検査日時点）
- ③ 新生児聴覚検査当日及び申請日において、三田市に住民登録がある者

〔助成内容〕

助成の対象となる新生児聴覚検査は、自動聴性脳幹反応検査「AABR」、聴性脳幹反応検査「ABR」又は耳音響放射検査「OAE」とし、これらの検査に係る費用を助成する。

〔申請期間〕 出生日から満1歳の誕生日の前日まで

〔助成額〕 3,000円（三田市民病院の検査費用）又は新生児聴覚検査費のいずれかの低い額

〔窓口〕

すくすく子育て課（保健センター）TEL 559-5701 FAX 559-5705

15. 不育症治療支援事業

不育症の早期受診、早期治療の促進を目的として、受診されたご夫婦に対して経済的な負担を軽減するため、医療保険が適用されない検査及び治療費の助成を行っています。

〔助成対象者〕以下のすべてを満たす者

- ① 三田市内に住所を有し、法律上婚姻をしていること
- ② 当該助成に係る治療等の期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること
- ③ 2回以上の流産や死産、早期新生児死亡の既往があると医師に診断されていること
- ④ 夫婦合算した前年の所得額が400万円未満であること

〔助成額〕

国内の医療機関で受けた医療保険が適用されない不育症の治療等に要した医療費の2分の1。
ただし、1回当たりの上限は15万円

〔窓口〕

すくすく子育て課（保健センター）TEL 559-5701 FAX 559-5705

【チャッピーサポートセンター（子育て世代包括支援センター）】

妊娠・出産期から子育て期（就学前まで）に至る各ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援を行い、安心して出産・育児ができる環境整備を行うことを目的として、平成28年10月より、子育て世代包括支援センターを開設しました。さらに、令和2年4月から本庁舎2階にも拡充し相談機能の充実等を推進しています。

専用相談ダイヤルを設置するなど、相談者の悩みや相談について専任の保健師が対応する総合相談窓口として、親子カルテの作成や、必要時には他部署や他機関等とも連携しながら親子に寄り添った切れ目のない支援に努めています。

【窓 口】

市役所本庁舎2階	TEL	559-5093	FAX	563-3611
総合福祉保健センター2階	TEL	559-6288	FAX	559-5705

【中・高齢者保健】

1. 健康教育

健康の保持、増進には「自分の健康は自分で守り、つくる」という認識と自覚を高め、規則正しい生活を実践することが大切です。健康教育事業は、生活習慣病の予防、健康増進等、健康に関する正しい知識について体験等を通じて学べるよう、次のような教室を実施しています。

(1) 集団健康教育

健康運動教室

生活習慣病の予防を目的として、メタボリックシンドロームを改善したい方などを対象に、効果的な運動とバランスのよい食事の方法について、体験を通じて学ぶことにより、よりよい生活習慣の実践を推進しています。

(2) 健康推進員健康教室

地域に密着した住民が主体となり自主的な健康づくりを推進するため、区長・自治会長の推薦により選出された健康推進員が各地域において健康教室（健康体操、料理教室等）、健康づくり講演会の開催や体力づくりとしてウォーキング等を実施しています。

(3) 健康料理教室

ヘルシークッキング

近年の健診結果において自身もしくは家族の「体格」「脂質」「血圧」「糖尿病」の項目が「要指導」から「要医療」の判定であった30歳以上の人を対象に栄養講話と調理実習を行い、食に関する様々な知識と食を選択する判断力を正しく身につけ、望ましい食習慣の確立によって健康を維持・増進することを目的とした教室です。

2. 健康相談

(1) 健康づくり相談会

市民が、健康について気軽に相談できる窓口として、健康相談を実施しています。また、健康診査受診者に対し、自らが主体的に健康の保持・増進と生活習慣の見直しができるよう、保健師による健診結果の見方や、栄養士によるバランスの良い食事についての相談等も実施しています。

また、禁煙を希望する方には、保健師による個別禁煙支援を実施しています。

(2) その他の相談

各健康教室等において、保健相談・栄養相談を実施しています。

3. 健康診査

生涯にわたる市民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進するために、各種の健康診査を実施しています。

【三田市の成人の健康診査】

集団健診

特定健診・後期高齢者基本健診・30歳代基本健診

肺がん検診（結核・アスベスト検診を含む）

胃がん検診 / 大腸がん検診

前立腺がん検診 / 肝炎ウイルス検診 / 骨粗しょう症検診

胃の健康度チェック（ABC検診）

乳がんセット検診（マンモグラフィ・視触診）

乳がん検診（マンモグラフィのみ） / 乳房超音波（エコー）検査

子宮頸がん検診

個別健診

特定健診・後期高齢者基本健診・30歳代等基本健診

前立腺がん検診

肝炎ウイルス検診

乳がんセット検診（マンモグラフィ・視触診）

乳がん検診（マンモグラフィのみ） / 乳がん検診（視触診）

子宮頸がん検診

歯科口腔健診

(1) 特定健康診査・特定保健指導

増え続ける国民医療費を抑制し、国民皆保険制度の持続と国民の健康寿命を延ばすため医療制度改革のひとつとして、平成20年度から特定健康診査・特定保健指導の実施が各医療保険者に義務づけられました。それを受け、糖尿病等の生活習慣病の発症と重症化の抑止を図ることを目標に、40～75歳未満の三田市国民健康保険加入者に対し以下の健康診査・保健指導を実施しています。

【特定健康診査】

「内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）」に着目して腹囲を測定し、身体計測・血圧測

定・尿検査・血液検査などと合わせて、生活習慣病予防のための保健指導を必要とする人を早期に発見することを目的に健康診査を行っています。

<検査項目>

①問診票（食事、運動習慣、服薬歴、喫煙歴など）、②身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）、③理学的所見（身体診察）、④血圧測定（収縮期血圧、拡張期血圧）、⑤脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）、⑥血糖検査（空腹時血糖、ヘモグロビン A1c）、⑦肝機能検査（AST（GOT）、ALT（GPT）、 γ -GT（ γ -GTP））、⑧腎機能検査（血清クレアチニン eGFR）、⑨尿酸（血清尿酸）、⑩尿検査（尿糖、尿たんぱく）

※詳細な健診項目（対象となる人のみ）

⑪貧血検査、⑫心電図検査、⑬眼底検査

<検査の実施>

◇集団健診 三田市総合福祉保健センターにて全 31 回実施します

（令和 3 年度は、令和 2 年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の感染対策の徹底のため定員数を減らし、総合福祉保健センターでのみの実施とします）

◇個別健診 市内の指定医療機関

【特定保健指導】

特定健診の結果、内臓脂肪蓄積の程度と、高血圧・高血糖・脂質異常・喫煙などのリスク要因の数などから、生活習慣病の予防が期待できる人を選び出し、必要性に応じて「動機付け支援」「積極的支援」などの生活習慣の改善を支援する特定保健指導を実施しています。対象となる人には、市から特定保健指導の利用勧奨を行います。

(2) 30 歳代等基本健診

40 歳代の健診からでは既に生活習慣病の症状が出てきているケースが多く、30 歳代からの健診受診の習慣化と、生活習慣病早期予防への取組みのため、30～39 歳の人を対象に、平成 22 年度から特定健診とあわせて実施しています。健診内容は、問診・身体測定・尿検査・血圧測定・生化学検査（特定健診と同じ健診項目）・理学的検査です。

(3) 後期高齢者基本健診

75 歳以上の人及び 65 歳以上 74 歳以下で後期高齢医療受給資格のある人を対象に、特定健診とあわせて実施しています。健診内容は、問診・身体測定・尿検査・血圧測定・生化学検査（特定健診と同じ健診項目）・理学的検査です。

なお、令和 2 年度より後期高齢者の健康状態等の現状把握を行い、高齢者の保健事業等に活用していくため、高齢者の質問票（15 項目）の導入を行いました。

(4) 肝炎ウイルス検診

ウイルスが原因で起こる肝臓の炎症をウイルス性肝炎といい、B 型肝炎ウイルスと C 型肝炎ウイルスが大半を占めます。ウイルス性肝炎になると急性肝炎として、一時的に発症し自然に治るものと、自覚症状がないまま進行し、急性肝炎から慢性肝炎、肝硬変、肝がんへ移行するものがあります。感染者の早期発見・早期治療のため、今まで肝炎ウイルス検診を受けたことがない 40 歳以上の人を対象に、集団健診および個別健診で肝炎ウイルス検診を実施しています。検査の方法は、血液検査で行います。

また、平成27年度から特定年齢の未受診者に配布していた肝炎ウイルス無料クーポン券を令和元年度で廃止しました。令和2年度からは、受診機会の確保のために、年度末年齢41歳の対象者は引き続き料金を無料とし、さらに肝炎ウイルス検診対象者全員が市内の指定医療機関（個別健診）で受診できるよう受診環境の整備を行いました。

(5) がん検診

肺（結核検診を含む）がん・胃がん・大腸がん・前立腺がん検診は、集団健診で実施しています。また、肺がん検診の希望者にはアスベスト検診も実施しています。

乳がん検診（視触診）は三田市内個別医療機関でのみ実施しており、平成30年度より30歳代の女性市民のみが対象となりました。また、乳がんセット検診（マンモグラフィ+視触診）、乳がん検診（マンモグラフィのみ）、子宮頸がん検診は個別・集団健診で実施しています。

令和元年度より、40歳以上の方のマンモグラフィとの併用による検査精度の向上及び40歳未満の若年層の乳がん早期発見を目指し、集団健診において乳房超音波検査を導入しました。

【がん検診の内容】

	肺がん検診 (結核・アスベスト検診)	胃がん検診	大腸がん検診	前立腺がん検診
対象	30歳以上 (結核は検診65歳以上)	35歳以上	40歳以上	50歳以上男性
方式	集団健診	集団健診	集団健診	集団健診 個別健診
実施方法	胸部エックス線撮影 ※喀痰検査は問診により必要な人のみ	胃部エックス線撮影	便潜血反応検査 (2日法) ※検査容器は事前に郵送	血清PSA測定
実施場所	保健センター	保健センター	保健センター	保健センター、市内の指定医療機関

	乳がん検診 (視触診)	乳がんセット検診 (マンモ+視触診)	乳がん検診 (マンモのみ)	乳房超音波 (エコー) 検査	子宮頸がん検診
対象	30歳代女性	40歳以上女性		20歳以上女性	20歳以上女性
方式	個別健診	集団健診 個別健診		集団健診	集団健診 個別健診
実施方法	視診・触診	視診・触診 乳房エックス線 撮影	乳房エックス線 撮影	乳房超音波検査	子宮頸部細胞診
実施場所	市内の指定 医療機関	保健センター、える むプラザ、三田市内 医療機関	保健センター、三 田市内/神戸市内 指定医療機関	保健センター	保健センター、三 田市内/神戸市内 指定医療機関

【アスベスト健康管理支援事業】

市の集団健診で実施しているアスベスト関連疾患検診（肺がん検診時に併せて実施）などで、「要精密検査」と判定され、指定医療機関で精密検査を受診した結果、「アスベスト関連疾患で経過観察が必要」と医師から診断された人を対象に、健康管理手帳を交付し、経過観察にかかる検査費用（胸部レントゲン、CT検査に限る）の自己負担分を1年度に2回を限度に助成します。

(6) 骨粗しょう症検診

寝たきりの原因として多い骨折を予防するため、30歳以上の女性を対象に超音波法によるかかとの骨密度測定を集団健診で実施しています。

(7) 胃の健康度チェック（ABC検診）

血液検査でピロリ菌の感染と胃粘膜の状態（胃の老化）を判定し、胃の健康状態をチェックします。

30歳以上の市民を対象に集団健診で実施しています。

(8) 歯科口腔健診

歯周疾患の早期発見と保健指導を行うことで、歯周疾患を予防し、高齢期における口腔衛生状態の改善と日常生活の質の向上を目指すことを目的に、20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70・75・80歳の節目年齢の人と妊婦を対象に、市内の指定歯科医院において個別健診で実施しています。

健診の内容は、問診・お口の健康（むし歯や歯ぐき、顎の状態など）および口腔がんのチェックを行います。

(9) 人間ドック受診費用の助成

40歳以上の国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療制度の被保険者の健康づくり意識の高揚及び生活習慣病の予防と早期発見を図り、健康の保持増進に寄与するため、一定の要件を満たす場合に人間ドック受診費用の助成をおこなっています。

〔窓口〕

国保医療課 給付係 TEL 559-5049 FAX 559-2636

【結核・感染症予防対策】

1. 感染症予防

感染症予防事業は、平成11年4月に伝染病予防法が感染症予防法に改正されてからは、県事業として、総合的な推進体制が整備されています。

市では平成15年12月に三田市感染症警戒本部を設置し、O157などの感染症の予防や健康被害の拡大防止対策に取り組んでいます。

また、結核予防については、結核予防法による予防対策の推進により、結核のまん延状況は大きく改善され、死亡率も年々減少したものの、この数年結核り患率の減少速度に鈍化の傾向がみられるほか、結核患者の高齢化、集団感染事例の増加等、決して軽視することができない疾患です。

結核予防法は平成19年4月1日に廃止され、感染症予防法に改正されましたが、市では、65歳以上の市民を対象に、結核検診（胸部X線検査）を肺がん検診とあわせて実施し結核予防に努めています。

その他にも、病原性が高い新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、国民生活に及ぼす影響を最小限とすることを目的に、平成25年4月に新型インフルエンザ等特別措置法が施行されたことに基づき、三田市インフルエンザ等対策行動計画を平成27年3月に改正し、新型インフルエンザ等発生時の基本方針を定めています。

なお、令和2年度より新型コロナウイルス感染症対策にも取り組んでおり、広報紙やホームページ、防災ネット等を通じて感染症に関する相談窓口や感染症予防策、受診や相談の目安などの情報をわかりやすくタイムリーに発信し、感染症法にかかる指導や助言を行う立場にある宝塚健康福祉事務所（保健所）や関係機関等との連携強化を図っています。

2. 定期の予防接種事業

感染のおそれがある疾病の発生及びまん延の予防と、個人の発病またはその重症化を防止するため、予防接種法に基づいて各種の予防接種を市内の予防接種実施医療機関において、次のとおり実施しています。

	予防接種名	対 象 及 び 回 数 等	接種時期	
乳 幼 児	B C G	1歳に至るまでの間（1回）	通年	
	B型肝炎	1歳に至るまでの間（1回目と2回目は27日以上、1回目と3回目は139日以上の間隔で3回）		
	ヒブ（Hib）	生後2か月～5歳に至るまでの間 ○ 接種開始年齢により接種回数異なります 生後2か月～6か月 初回3回・追加1回 生後7か月～11か月 初回2回・追加1回 1歳～5歳 1回		
	小児肺炎球菌	生後2か月～5歳に至るまでの間 ○ 接種開始年齢により接種回数異なります 生後2か月～6か月 初回3回・追加1回 生後7か月～11か月 初回2回・追加1回 1歳～2歳に至るまで 2回 2歳～5歳に至るまで 1回		
	水痘	生後12か月～36か月に至るまでの間 （標準：3か月以上、概ね6か月の間隔で2回）		
	4種混合 （3種混合及び 不活化ポリオ）	1期 初回		生後3か月～90か月に至るまでの間 （標準：20日以上、56日までの間隔で3回）
		1期 追加		生後90か月に至るまでの間 （標準：1期初回3回終了後6か月以上、概ね12か月後～18か月後までの間に1回）
	麻しん風しん混 合 （麻しん単独） （風しん単独）	1期		生後12か月～24か月に至るまでの間（1回）
		2期		5歳から7歳未満の者であり小学校就学前1年の間にある人：幼稚園、保育所の年長児相当（1回）
	日本脳炎	1期 初回		生後6か月（標準は3歳）～90か月に至るまでの間（標準：6日以上、28日までの間隔で2回）
1期 追加		生後90か月に至るまでの間 （標準：1期初回2回終了後6か月以上、概ね1年後に1回）		
ロタウイルス（R2.10.1～）	ロタリックス 生後6週から24週までに27日以上の間隔をあけて2回経口摂取 （初回接種は14週6日までに）		通年	
	ロタテック 生後6週から32週までに27日以上の間隔をあけて3回経口摂取 （初回接種は14週6日までに）			
児 童	2種混合	2期	通年	
	日本脳炎	2期		11歳以上13歳未満（1回）
生 徒	ヒトパピローマウイル （子宮頸がん予防ワクチ ン）	小学6年生～高校1年生相当の女性 ○ 3回接種 （標準は中学1年生の間に接種。接種間隔はワクチン毎に異なる）	通年	

成人	麻しん風しん混合 (風しんの第5期)	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性 ・予防接種を受ける前に、抗体検査を受けた結果、十分な抗体がない場合のみ定期接種の対象となる。 ・対象者には、抗体検査及び予防接種の無料クーポン券を配布 	平成31年 4月1日～ 令和4年 2月28日
高齢者	高齢者肺炎球菌 (23価)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳または100歳の人 ・60歳～65歳未満であって、心臓・じん臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する人〔これらの疾患で身体障害者手帳1級をお持ちの人及び1級相当の人〕 (対象年度に1回：自己負担あり) ※過去に23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン (商品名：ニューモバックス) を接種したことがある人は対象外 	4 / 1 ～ 3 / 31
	インフルエンザ (季節性)	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の人 (接種日当日) ・60歳～65歳未満であって、心臓・じん臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する人〔これらの疾患で身体障害者手帳1級をお持ちの人及び1級相当の人〕 (期間中1回：自己負担あり) 	10月1日～翌年の1月末日まで

※ヒトパピローマウイルス (子宮頸がん予防) ワクチンは厚生労働省の勧告通知により、平成25年6月14日から、副反応の発生頻度が明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、積極的勧奨が差し控えられていました。この度、最新の知見を踏まえ、改めてHPVワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められ、令和3年11月26日付の厚生労働省の通知により、積極的勧奨の差し控えは廃止されました。

※4種混合ワクチンが平成24年11月から導入され、4種混合ワクチンの供給量が確保されていることから、平成26年3月に3種混合ワクチンの製造が中止となり、3種混合とポリオで接種を開始した人で、ポリオの接種のみが未完了の場合は不活化ポリオワクチン接種していました。また3種混合ワクチンまたは3種混合ワクチンとポリオのどちらも接種が未完了の場合は、4種混合ワクチンを接種することで対応していました。しかし平成30年1月末より3種混合ワクチンの販売が再開となり、乳幼児の定期予防接種において実施可能となりました。

※麻しん風しん混合予防接種は、これまでに麻しんまたは風疹どちらかに罹患したことが明らかない人についても、混合ワクチンで接種を行いません。また、保護者が特に希望する場合は、混合ワクチンのかわりに単独ワクチンで接種できます。

※日本脳炎ワクチンの接種については、厚生労働省の勧告通知により、平成17年5月から接種を

差し控えていましたが、現在は通常通り接種できます。平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの人は、20歳未満の間、定期予防接種4回のうち、不足回数分の接種ができます。

また、平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの人は、9歳～13歳未満（第2期の対象期間）の間、定期予防接種4回のうち、不足回数分の接種ができます。

※平成28年10月1日より、B型肝炎予防接種が定期接種に導入されました。

※風しんの第5期の抗体検査及び予防接種については、平成31年4月1日～令和4年2月28日までの3年間にわたり定期接種化され、実施しています。

※高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種については、新型コロナウイルス感染症にかかる特別措置として令和元年度及び令和2年度対象者で令和3年3月31日までに予防接種を受けられなかった人も令和3年度の接種対象者としています。

※ロタウイルスワクチンについては、令和2年10月1日より（令和2年8月1日生まれから対象）定期予防接種として実施しています。

〔窓 口〕

健康増進課 TEL 559-6155 FAX 559-5705

すくすく子育て課（保健センター）TEL 559-5701 FAX 559-5705

【地域医療】

1. 健康医療相談ダイヤル

平成27年7月1日より、24時間365日いつでも電話（携帯電話可）で相談できる「さんだ健康医療相談ダイヤル24」を開設しています。この相談ダイヤルでは、医師や保健師などが病気やケガの症状・相談内容に応じ、家庭での対処方法・医療機関へのかかり方などについてわかりやすくアドバイスし、また必要に応じて診療可能な医療機関の案内も行っています。相談・通話にかかる費用は無料です。

さんだ健康医療相談ダイヤル24 TEL 0120-310-328

2. 休日診療

三田市では、休日における初期救急体制として、三田市医師会、三田市薬剤師会の協力を得て平成22年3月7日より内科、小児科を中心とした1次医療施設「三田市休日応急診療センター」を開院しました。

また、歯科においては、三田市歯科医師会の協力を得て日曜・祝日・年末年始に在宅当番医制による診療を行っています。

診療科	実施主体	診療体制
内科、小児科	三田市 (三田市休日応急診療センター) TEL 556-5005 FAX 556-5013	診療日・・・日曜、祝日、年末年始(12/29～1/3) 診療時間・・・9時～12時、13時～17時 受付時間・・・8時45分～11時30分、13時～16時30分 診療体制・・・原則2診 所在地・・・三田市天神1丁目10-14(兵庫県阪神北県民局三田庁舎内) 担当医師・・・三田市医師会より派遣 担当薬剤師・・・三田市薬剤師会より派遣 ※来院の際は、お薬の袋をお持ちください。
歯科	三田市歯科医師会	日曜・祝日・・・9時～15時(1医療機関) 年末(12/29～31)・・・9時～15時(2医療機関) 年始(1/1～3)・・・9時～15時(1医療機関) ※歯科休日診療は平成14年4月より実施され、平成21年4月より受付を午前9時から午後3時まで延長して診療を行っています。

3. 小児救急輪番制

休日・夜間における小児二次救急医療に対応するため済生会兵庫県病院・神戸中央病院で輪番制にて実施しています。

【献血推進】

市役所、商業施設、企業、学校、団体等の施設でおこなわれている献血活動で血液の確保を図っています。

◇献血の種類 ①200ml 献血 ②400ml 献血 ③成分献血

【健康づくり】

健康推進員

住民が主体となり、地域に密着した自主的な健康づくりを推進するため、区長・自治会長の推薦により選出された健康推進員が各地域において活動しています。

◇活動内容◇

- ①健康推進員自身が知識を習得するために研修会に参加し、学習したことを地区に持ち帰って健康づくりの普及啓発に努める。
- ②自らが積極的に各種健康診査を受診し健康管理を行うとともに、地域住民に健診などのPRを行い広く受診を勧める。
- ③介護予防、健康増進、日常の身体活動量の増加等を目指した生活習慣をつくるための各種健康づくり事業(ウォーキング、健康体操、健康料理、身体と心の健康講座など)を開催し、地域住民の積極的な参加を促す。
- ④市の行う健康づくり事業などを地域で紹介する。
- ⑤地域のふれあい活動等に参画する。